

使用に当たっての留意事項

当校の体育館・グラウンドは、当校の業務に支障のない限り府民のみなさんのスポーツ活動などに利用していただいているものです。

次のことを守って使用してください。

記

1. 体育館を使用する場合

- (1) 使用日までに使用料を納付してください。
※納付確認のため、鍵の受取時に、領収書を持参してください。
- (2) 鍵の受取、返却は、午前8時30分から午後5時15分の間に、本館職員室庶務課までお願いします。
- (3) 土足厳禁です。
- (4) 火気の使用はできません。
- (5) 飲食は禁止です。
- (6) 使用後は、モップかけを行ってください。
- (7) 体育館を出る時は、施錠と消灯を確認してください。

2. グラウンドを使用する場合

- (1) 使用許可日から15日以内に使用料を納付してください。
- (2) 気象条件により使用できなかった時は、連絡の上、速やかに納入通知書を本館職員室 庶務課まで返却してください。
- (3) フェンスに物をあてたり、登ったりしないでください。
- (4) グラウンドを出る時は、スパイクや靴等に付いた土を必ず落としてください。
- (5) 使用後は、とんぼかけ等原状回復を行ってください。

3. その他

- (1) 体育館内及びグラウンドは、喫煙禁止です。
- (2) ペットボトル・空き缶・紙くずなどのゴミは必ず持ち帰ってください。
- (3) 体育館前の昇降口は、土等で汚さないようにしてください。
- (4) 備え付け備品については、申し込み時に申請のあった備品は使用できますが、それ以外の物は使用できません。
- (5) 施設や備え付け備品に損傷を与えた場合は、必ず申し出てください。
- (6) 使用によって生じた事故については、京都府は責任を負いません。